

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【公開番号】特開2019-64440(P2019-64440A)

【公開日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-016

【出願番号】特願2017-191302(P2017-191302)

【国際特許分類】

B 6 0 K 17/04 (2006.01)

B 6 2 D 21/00 (2006.01)

B 6 2 D 21/02 (2006.01)

B 6 0 K 17/344 (2006.01)

【F I】

B 6 0 K 17/04 K

B 6 2 D 21/00 A

B 6 2 D 21/02 Z

B 6 0 K 17/344 B

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月10日(2020.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

変速機の後方に設置され、前記変速機の動力が入力プロペラシャフトを介して伝達可能であり、前記変速機から伝達される動力を、前側プロペラシャフトを介して前側ディファレンシャル装置に伝達可能で、かつ後側プロペラシャフトを介して後側ディファレンシャル装置に伝達可能なトランスファ装置の支持構造であって、

車両の幅方向に離れて車両の前後方向に延びる右側サイドメンバおよび左側サイドメンバを連結するクロスメンバを有し、

前記クロスメンバは、前側右端部および前側左端部がそれぞれ前記右側サイドメンバおよび前記左側サイドメンバに連結され、車両の平面視において前記前側右端部および前記前側左端部から車両の前後方向の中心軸に向かって後方に屈曲する前側クロスメンバと、

前記前側クロスメンバの後方に位置して後側右端部および後側左端部がそれぞれ前記右側サイドメンバおよび前記左側サイドメンバに連結され、車両の平面視において前記後側右端部および前記後側左端部から車両の前後方向の中心軸に向かって前方に屈曲する後側クロスメンバとを備えており、

車両の平面視において前記前側クロスメンバと前記後側クロスメンバとがX形状になるように前記前側クロスメンバの屈曲方向の先端部と前記後側クロスメンバの屈曲方向の先端部とが車両の前後方向に対向しており、

前記トランスファ装置は、その前端部が前記後側右端部と前記後側左端部よりも前方に位置するよう設置されており、

前記トランスファ装置は、右側プラケットおよび左側プラケットを介して前記右側サイドメンバおよび前記左側サイドメンバに支持されていることを特徴とするトランスファ装置の支持構造。

【請求項2】

前記トランスファ装置は、前記変速機に対して前記右側サイドメンバ側または前記左側サイドメンバ側に偏って設置されており、

前記右側ブラケットは、前記トランスファ装置の車幅方向の右側面に設けられており、

前記左側ブラケットは、前記トランスファ装置の車幅方向の左側面に設けられており、

前記トランスファ装置が偏る側に設置される前記右側ブラケットまたは前記左側ブラケットの前側の連結点は、前記後側クロスメンバの前側において前記右側サイドメンバと前記後側クロスメンバまたは前記前側クロスメンバとを連結する連結部材、若しくは、前記後側クロスメンバの前側において前記左側サイドメンバと前記後側クロスメンバまたは前記前側クロスメンバとを連結する連結部材に連結されていることを特徴とする請求項1に記載のトランスファ装置の支持構造。

【請求項3】

前記トランスファ装置が偏る側の前記右側サイドメンバから前記後側クロスメンバの屈曲方向の先端部の間、または、前記左側サイドメンバから前記後側クロスメンバの屈曲方向の先端部の間において、前記後側クロスメンバにはクランク状に折れ曲がる段差部が形成されていることを特徴とする請求項2に記載のトランスファ装置の支持構造。

【請求項4】

前記段差部は、高位部から下方に折れ曲がった折り曲げ部と、前記折り曲げ部の下端部から前記右側サイドメンバまたは前記左側サイドメンバに向かって延び、前記連結部材が取付けられる取付け面を有する低位部と備えており、

前記取付け面は、前記右側サイドメンバまたは前記左側サイドメンバに対して前記折り曲げ部寄りに設けられていることを特徴とする請求項3に記載のトランスファ装置の支持構造。